

【新規事業】 本市が作成・発行するチラシ等印刷広報物の音声化事業
(健康福祉プラザ管理運営業務)

《要求額》 2,400千円

(要求の背景)

○ 視覚障害者等の読書環境(点字図書・音声図書)に関する法整備

- ・マラケシュ条約…視覚障害者等が利用しやすい様式の複製物を、国境を越えて交換することを可能とする。
- ・読書バリアフリー法…視覚障害者等の読書に必要な点字の図書やパソコンで音声を再生する電子データ等を普及させるための法
- ・著作権法の改正…著作物の複製に係る権利制限受益者の拡大

○ 視覚障害者等の読書環境(点字図書・音声図書)の整備にかかる国庫補助金の増額

(身体障害者保護費・点字図書館等事務費(情報化対応特別管理費の加算単価増額))

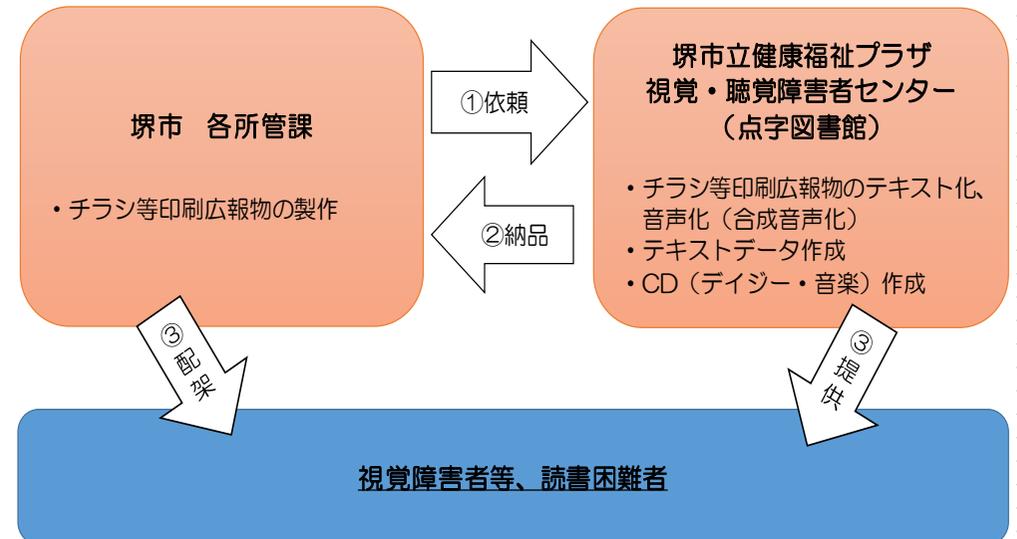
1施設あたり、
(上限)20万円/月



1施設あたり、
(上限)40万円/月

(事業内容)

- ① 市が作成・発行するチラシ等印刷広報物を、製作する担当部署からの依頼により、点字図書館にてテキスト化、音声化(合成音声化)する。
- ② 完成データは担当部署へテキストデータ、CD(デジター・音楽)形式で提供
- ③ ②を点字図書館利用者(視覚障害者・読書困難者)にデータ提供



(要求内容) ※本事業における増額部分のみ記載

○堺市立健康福祉プラザ管理運営業務

- ・委託料(管理運営委託料(健康福祉プラザ))

(積算)音訳人件費(2,000千円)、消耗品・機器等(400千円)